

議案第 8 号

市川市市川南 1 1 号幹線建設工事委託に関する基本協定について

市川市市川南 1 1 号幹線建設工事委託に関する基本協定について、次のとおり締結したいので、市議会の議決を求める。

平成 2 8 年 6 月 1 0 日提出

市川市長 大 久 保 博

記

- 1 件 名 市川市市川南 1 1 号幹線建設工事委託に関する基本協定
- 2 施 工 場 所 市川市稲荷木 1 丁目地先
- 3 協 定 金 額 9 6 2 , 0 0 0 , 0 0 0 円
- 4 協 定 方 法 随意契約
- 5 協 定 相 手 方 千葉県千葉市美浜区磯辺 8 丁目 2 4 番 1 号  
公益財団法人千葉県下水道公社  
理事長 早川 徹
- 6 協 定 概 要 市川市江戸川左岸流域関連公共下水道事業計画に基づく市川南 1 1 号幹線建設工事に関し、工事の円滑かつ安全な施工のため、公益財団法人千葉県下水道公社と協定を締結し、同工事を委託するもの。

## 理 由

既定予算に基づく市川南 1 1 号幹線建設工事委託について、公益財団法人千葉県下水道公社との間に「市川市市川南 1 1 号幹線建設工事委託に関する基本協定」を締結したいので、市川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 2 7 号）第 2 条の規定により提案するものである。

## 議案第8号の参考

### 市川市市川南11号幹線建設工事委託に関する基本協定（案）

市川市（以下「委託者」という。）と、公益財団法人千葉県下水道公社（以下「受託者」という。）とは、市川市公共下水道施設の市川南11号幹線建設工事に関し、次のとおり協定を締結する。

（この協定の目的）

第1条 この協定は、市川市公共下水道施設の整備に関し、委託者が事業の一部の施行を受託者に委託することによりその促進を図り、もって生活環境の改善と公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

（建設工事の委託）

第2条 委託者は、受託者に対し、市川市公共下水道施設の市川南11号幹線建設工事（以下「建設工事」という。）を委託する。

2 前項の建設工事の委託の対象及びその内容は、別記のとおりとする。

（着手及び完成予定）

第3条 建設工事は、平成28年度に着手し、その完成予定は平成30年度とする。

2 前項の完成予定は、設計内容の変更、国の毎年度の予算の配布状況等により、委託者と受託者が協議して変更することができるものとする。

（予定概算事業費）

第4条 建設工事の予定概算事業費は、金962,000,000円とする。

2 設計内容の変更、賃金又は物価の変動等により、前項の費用を変更する必要がある場合は、委託者と受託者が協議してこの協定を変更することができるものとする。

（建設工事の実施）

第5条 受託者は、委託者が毎年度予算に計上する範囲内において、年度実施協定で定めるところにより、建設工事を行う。

2 建設工事は、委託者と受託者が協議し、相互に確認した設計書により、受託者が定める公益財団法人千葉県下水道公社財務規程等に基づき、建設工事を施行するものとする。

3 受託者が建設工事の途中において第2項の設計を変更する必要があると認めるときは、その都度委託者と受託者が協議して定めるものとする。

（土地の取得等）

第6条 建設工事に必要な土地の取得その他損失補償は、委託者が行う。

（行政上の手続き）

第7条 建設工事を施行するため必要となる行政上の手続きは、委託者が行い、受託者はこれに協力するものとする。

（費用の支払）

第8条 建設工事に要する費用は、委託者が負担する。

2 委託者は、前項の費用を年度実施協定で定めるところにより、受託者に支払う。

(苦情等の処理)

第9条 工事の施行に伴う苦情等については、主に委託者が処理するものとし、受託者はこれに協力するものとする。

(報告等)

第10条 受託者は、建設工事に関し建設業者と工事請負契約を締結したときは、速やかに委託者にその概要を通知するものとする。

2 委託者は、建設工事の施行に関し必要があると認めるときは、受託者に報告を求めることができるものとする。

(損害の負担)

第11条 建設工事の施行に伴う損害で、受託者の責めに帰すべき原因によるものは受託者が、天災その他の原因によるものは委託者が、それぞれ負担するものとする。

(年度実施協定)

第12条 委託者と受託者は、この協定を実施するため、第4条第1項の予定概算事業費の範囲内において各年度に行う建設工事の対象及びその内容、費用、施設の引渡しその他必要な事項について年度実施協定を毎年度締結するものとする。

(相互協力)

第13条 委託者及び受託者は、円滑、適正に工事が進められるように、必要に応じて協議、調整し、相互に協力するものとする。

(協定の効力)

第14条 この協定は、この協定に基づくすべての年度実施協定がその効力を失う日まで効力を有する。

(その他)

第15条 この協定に定めのない事項については、委託者と受託者が協議して定める。この協定に定めのある事項について疑義が生じたときも、また、同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、委託者および受託者は記名押印し、それぞれ1通を保有する。

平成28年 月 日

委託者 千葉県市川市八幡1丁目1番1号  
市川市  
代表者 市長 大久保 博

受託者 千葉県千葉市美浜区磯辺8丁目24番1号  
公益財団法人千葉県下水道公社  
理事長 早川 徹

(別 記)

建設工事の委託の対象及びその内容

1. 建設工事の対象

幹線管渠

名 称 市川南11号幹線  
位 置 市川市稲荷木1丁目地先  
延 長 約696m

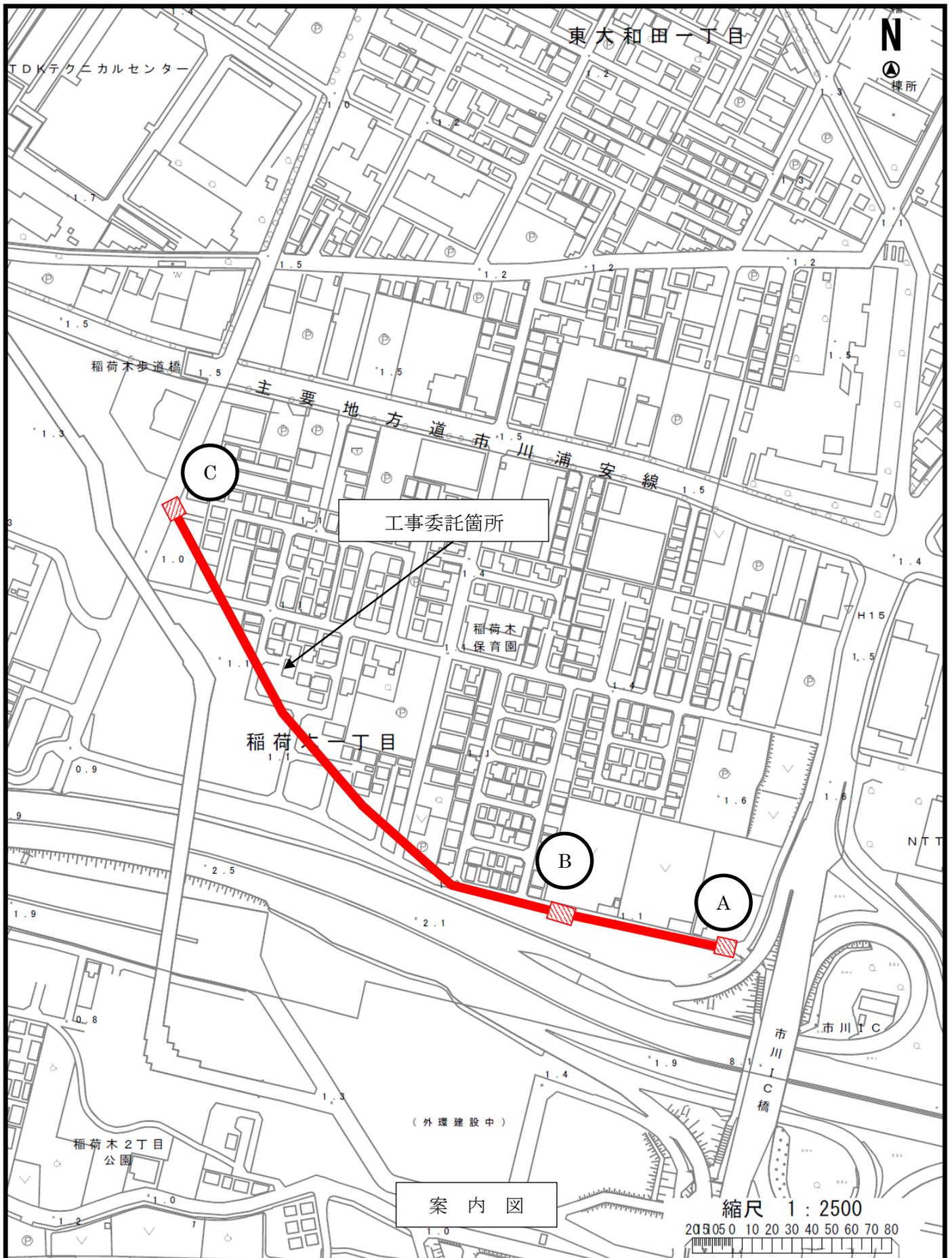
2. 建設工事委託の内容

下記の建設工事施行に係る設計図書の作成、発注、監督管理、検査、精算報告までの業務

	工事内容	種別	数量	備考
幹線管渠	推進工法	φ1500mm(上段)	約302m	
		φ1500mm(下段)	約302m	
		φ2000mm	約91m	
	特殊人孔		3箇所	

(注) 第6条の「損失補償」には、建設工事の施行に伴い通常避けることができない地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合の当該損害に対する補償も含まれる。

議案第 8 号の参考図 1

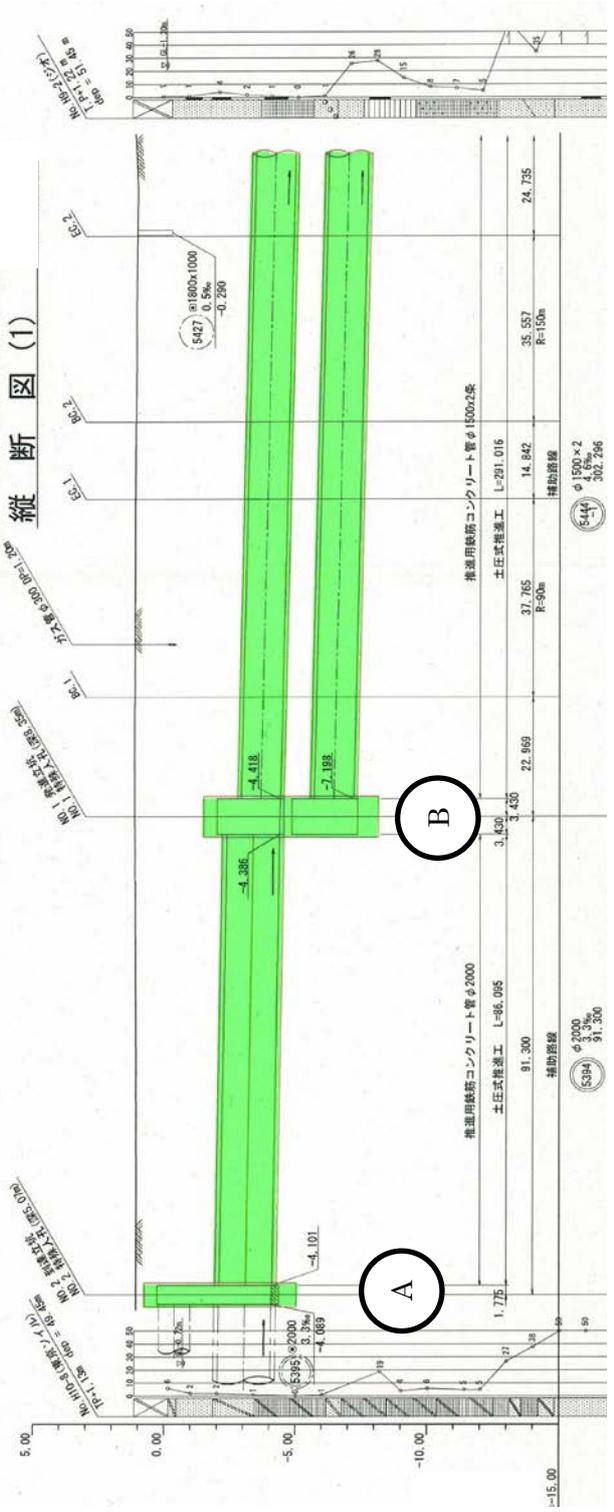


平面図・縦断面図 (1)

平面図 (1)



縦断面図 (1)



平面図・縦断面図(2)

